

(第七部)

第五回 参議院大藏委員会會議錄第二十号

昭和二十四年四月二十七日(水曜日)

本日の會議に付した事件

○証券民主化議員連盟に関する件

○有價証券の処分調整等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○企業再建整備法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○米穀対日援助見返資金特別會計法案(内閣提出、衆議院送付)

○國營馬場特別會計法案(内閣提出、衆議院送付)

午前十時五十三分開會

○委員長(櫻内房雄) これより委員會を開會いたします。議題の御審議に入ります前にちよつとお諮りいたしたいと存じます。それは証券民主化議員連盟に関する件であります。本連盟は去る四月二日大藏委員會の理事會においてその設立の件を全員一致で決定をいたし、更に大藏委員會の御承認を願つてゐるのであります。その結果去る四月十二日発表式を行つた次第であります。これを記録に止める意味におきまして、本日改めて本委員會において確認いたしたいと存じますが、この点御異議はございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(櫻内房雄) 御異議ないようでありますから、さうに決定をいたします。

第七部

大藏委員會會議錄第二十号 昭和二十四年四月二十七日【参議院】

○委員長(櫻内房雄) 本日の議題であります有價証券の処分調整等に関する法律の一部を改正する法律案の御審議、それから企業再建整備法の一部を改正する法律案についての御質疑もこの際願ひたいと存じます。

○黒田義雄 企業の企業再建整備法の一部を改正する法律案につきまして、政府委員からもう少し詳しい御説明を願ひたいと思ひます。

○政府委員(伊藤隆雄) 御説明申し上げます。この企業再建整備法の一部を改正する法律案の趣旨は、提案理由で御説明申し上げました通り企業再建整備によりまして、第二会社を設立いたしました場合に、新勘定に赤字があります。これは、引継ぎました資産から引継ぎました債務を引きました額が資本金になつて、法律上の関係で、資本金が構成できませんというところがございます。そこで、技術上新勘定の赤字を資産として引継ぎまして、あとで償却をして行くというためにこの御改正を願うわけでありまして、條文につきまして少しお分りにくい点がありますので、條文につきまして御説明申し上げます。

先ず企業再建整備法の「第十條第二項に次の但書を加える」というのは、十條の第一項は、新勘定に所属します。資産の全部又は一部を特別整理会社が出資をいたしまして、第二会社を建てます場合には、その債務を承継するといふことになつております。この債務を承継する場合には、第二項で債務に相当する額の資産を譲渡しなければならんといふことになつてゐるのであります。これは例えば例を取つて申し上げますと、これは具体的或る会社の例でございますが、五十七億の固定資産、資産の科目の方に、これは数字が少しあれであります。五十七億の固定資産を持つてゐる、それから流動資産を例え九億持つてゐる。新勘定の損失が九億あつたと仮定しますと、資産科目の方が百六十七億、それから未整理勘定と申しますのは、旧勘定から新勘定に資産を出資いたしました額が七億、それから債務が百六十億、合計百六十七億、これで見合を取つておるわけでございます。従来の法律上の規定だけで申しますと、七億の資本金の会社にいたします場合には、債務の百六十億を引継ぎますと、欠損のあるこの債務の百六十億というものによつて、この会社は五十億の固定資産と流動資産の百一億のものを作つた計算になります。九億という借金をしたに拘わらず、九億というものは消えてなくなつて、それが損失金になつておるというわけでありまして、債務に見合うだけの資産を引継ぐことができませんので、この十條の二項に但書を附けまして、その債務の額のうち当該損失の額に相当する額、即ち九億というものは引継がないでよろしいといふことを書いてあるのであります。

それで三十四條の八に参りまして、その引継がなかつた額、即ち新勘定の債務に相当する九億というものは貸借対照表の資産の部において計上する。

つまり新勘定の損失を資産として引継ぎをするといふことになつたのであります。即ち新勘定に損失のありまする限度において、何と申しますか、債務超過の会社でありますので、その新勘定の損失部分を資産として計算いたしませんと、第二会社の資本金ができませんといふことであるので、只今の二ヶ條によつて、新勘定の損失は資産として計上するといふことになつたわけであつたので、三十四條の九は三項でございますが、これはいづれも税法に關する規定でございます。その趣旨は現在の税法におきまして、御存じの如く繰越欠損を損失として認めます。これは一ヶ年でございまして、第二会社ができました場合、繰越欠損に相当するものを、資産として引継いで参りますので、それを償却するに於いて、税法上益金と認めない年限を一年にして置くといふのが大きな趣旨でございます。即ち第一項はその新勘定の損失を資産として引継ぎますと、結局債務がそれだけ少く引継がれた計算になりますので、何といひますか、旧会社から言いますと、債務が消える。従つて旧会社に形式上益金となつて参りますので、その益金は所得と見ない。益金と見ない。第二項は只今申し上げましたように、旧会社がそのまま存続しておつたと仮定すると、繰越欠損は一年間しか利益に見ない。何といひますか繰越欠損を損めた場合に税法上損金と見て呉れる年限が一年でございまして、第二会社ができました場合

にもやはり一年間しか見ない。第三項はこれは少し複雑なんです。例えは旧会社が第二会社を設立した場合に、旧会社が解散しないで残つておると、旧会社も生きており、第二会社も生きておるといふ場合に、両方で繰越欠損を、税法上損金に見ないといふことになりまして、税法上重複して損金に、何といひますか、益金に見ない部分が重複いたしますので、それを調整いたしますために第三項を入れたのでございます。

○黒田義雄 今御説明の第三十四條九の第三項の「当該第二会社設立の日前一年以内に開始した当該特別整理株式会社の事業年度において生じた損金のうち、前項の命令で定める金額」という、この命令で定めるといふのはこの二項にもあるようですが、これはどういふことを定めるんですか。

○政府委員(伊藤隆雄) これはこの第二項の命令で定める金額といふのを受けておるのであります。例えは只今申し上げましたように第二会社が、一番簡単な例は、特別整理会社が第二会社を設立して、旧会社が解散してしまえばよろしいのですが、繰越欠損を皆持つて行つてしまつて、簡單でありますけれども、例えは二つ第二会社ができて、Aといふ会社からB、Cといふ第二会社が二つできたといふような場合には、その資産に應じて、区分をしなければならぬので、さういふ二つの会社の繰越欠損は幾らといふ

うに区分をするための命令を決めたのでございます。

○農田整理費 その「命令で定める金額を限り」というこの二項目ですね。全部はそれを見ないが、一部だけは見るという意味に見るのですね、それは何か、どういう理由でそういうことを言うんですか。

○政府委員(伊原隆吉) これはいろいろ複雑な場合がございまして、趣旨は旧会社法第二会社を設立しないで、特別整理会社が繰越欠損をして、その一年以内に生じた損金は一年以内に生じた繰越欠損金を填める場合には、税法上益金に見ない。そういう同じ金額だけを損金に算入しよう、という考えであります。ただ二つ会社がございましていたした場合は、それからこれは半々年の事業年度であつて、第一期に相当償却したら、第二期のときには、第一期に償却したものを繰引とか、そういうふうな技術上の命令を決めたい。要するに結論から申しますと、会社が存続しておつたとき、税法上認められたと同じ金額を、第二会社がございまして、又幾つでございまして、その金額と同じ金額だけを税法上損金に入れる、こういう考えであります。

○農田整理費 それからこの企業再建整備の進捗の状況を、今日までどうなつておるか御説明願ひたい。

○政府委員(伊原隆吉) 企業再建整備は、昭和二十一年の八月から十月に、企業再建整備法の御審議を願ひまして以来二年半以上になつておりますので、非常にその間たび／＼国会をお願いして御審議を願つて経過であつたのであります。現在の状況は、企業再

建整備法によつて整備計画を提出を要します会社は、四千七百六十九社でございます。そのうち四百五十二社が、即ち約九五五社がすでに整備計画を提出いたしました。二月末までにそのうち主務大臣が認可いたしましたものが三千五百八十二社、即ち提出済の約八割に当たります。ただ残つておりますのは、主として集中排除の適用を受けてまだ集排関係の決まらない会社、並びに集排関係が最近解除になりましたので、至急出さなければならぬ会社、併し全体としてもう爲替も一本に決まり、企業の経済の再建というものが大事な時期でございまして、こういうものも何とかして早く終りたいというところで、関係方面ともいろいろ願ひをしておるわけでございまして、六月中くらいには何とかして終るのじやないかと思ひます。向企業再建整備の整備計画を提出しない会社が二百四十五社ありますが、これは集中排除の關係で、再編成が未決定のもの、それから今日御審議願ひしております新勤定赤字がありまゝためにできない会社というふうなものが主でございまして、ただ何となく出して來ない会社というふうなものにつきましては、四月末を期限としてすべて整備計画を出して貰ひたい、出さない場合には解散を命ずる、これは企業再建整備法の規定で解散を命ずることができることになつておりますので、四月末までに出不さない会社は解散を命ずるといふ措置をすべに方々に通達いたしております。本年の上半期には随分長引きました企業再建整備計画も終り、集中排除の解除になるのはあとになります。大体において完結するだらうというふうに思つております次第であります。

○農田整理費 あれはよく記憶しませんが、再建整備法に基いて整備計画を出すのはあれは一昨年の暮ぐらゐの期限が何かあつたように思ふのですが、もうそれで皆出ておることは出ておるのですね。その処理がまだずつと今遅れて來ておるといふ状態であるのですか。

○政府委員(伊原隆吉) 普通に出せる会社はもう出してありますが、只今申上げましたように、初め集中排除で三百二十五社でしたが、集中排除の指定を受けましたものがその後解除になり、又は決定指令が出るまで出せませんの、それから新勤定の赤字がある会社等は事実上整備計画が、つまり資本金ができませんから、出せないというふうな関係で遅れていたものが大部分です。あとは相当円滑に進んでおると思ひます。ちよつと速記を止めて下さい。

○委員長(櫻内廣郎) 速記を止めて。

〔速記中止〕

○政府委員(櫻内廣郎) それでは速記を始めます。企業再建整備法の一部を改正する法律案について御質疑ございせんか。

○中野功君 さつき新勤定の赤字のために提出してない会社が大部分あると伺ひましたが、どのくらいあるのですか。そうして序でに代表的な第二会社においてどのくらい赤字があるのか、ちよつと説明して頂きたい。

○政府委員(伊原隆吉) 實際新勤定に赤字がございまして、而も第二会社を作らなければならぬというふうな会社として私共が推測しておりますのは、

大体十社乃至十五社くらいだろと思ひます。その数は割合少ないと思ひます。新勤定の赤字はそれで幾らかかといふことでありますが、これはなかなか計算はできませんけれども、復金の赤字融資の方から推算をいたして見ますと、石炭におきまして復金の赤字融資は百二十五億七千三百万円、電力が二十七億三千二百万円、鉄鋼が十億四千七百万円、非鉄金属が三億六千五百万円、石油が七千四百万円、肥料が十六億四千一百万円、ソーダが二千八百万円、セメントが五千八百万円、自動車七億六千六百万円、その他製造業でありますとか、海運港灣等五千七百万円、合計百九十三億一千九百万円というものが復金の赤字融資でありますから、これからこのくらい赤字があるのじやないかという推定をしたわけでありまして、これは先般御審議を願つたこのうちの石炭、電力、非鉄金属につきましては、新勤定の赤字を或る程度國庫の方から保証して交付公債を出す法案が成立しましたので、これに基いて石炭、電力、非鉄金属につきましては、これは交付公債を出しましてそれで復金を返すというふうな処置をとりました。あとは自力でやらなければならぬものについて、差当り第二会社を作るには、どうしても新勤定の赤字を資産として計算しなければ事実上第二会社はできないというわけでこの法案の御審議を願つておるような次第であります。

○中野功君 一應第二会社を作らなければならぬ十社乃至十五社というものは、具体的に言へばどういふことになるのですか。大体予想されるのは、産業別に……。

○政府委員(伊原隆吉) 具体的に会社の名前は分つておりますが、影響するところも多いのだと思ひますので、申上げない方がいいのじやないかと思ひます。

○委員長(櫻内廣郎) それではちよつと速記を止めて下さい。

〔速記中止〕

○政府委員(櫻内廣郎) 速記を始めます。有價証券の処分の調整等に関する法律の一部を改正する法律案ですが、これと直接関係ないかも知らんだけれども、この第十四條には「株主名簿に記載された株主で五千株以上の株式を有するものにつき」云々住所氏名を届け出るといふやつですが、これに関連して最近譲渡所得を捕捉する方法であらうかと思ふのでありますが、一千株以上の株式の異動について報告を集めておるという話を聞きますが、これは事実なんですか。どうなんですか。

○政府委員(伊原隆吉) 私主税局関係でないの存しておりますが、確めまして……。

○政府委員(伊原隆吉) この第十四條に記載してあるのはこれは閉鎖機關の株式なんですか。五千株以上云々というものは……。

○政府委員(伊原隆吉) これは閉鎖機關の株式でございまして、すべて一般の株、一般の会社でございまして、この趣旨は御存じのように、証券をできるだけ民主化しなければならぬ、旧財閥の解体によりまして、証券が相當一般に賣り出されたりして民主化されつつあるのではありませんが、又再び結合を起すような場合がないでも

○政府委員(伊原隆吉) 具体的に会社の名前は分つておりますが、影響するところも多いのだと思ひますので、申上げない方がいいのじやないかと思ひます。

○委員長(櫻内廣郎) それではちよつと速記を止めて下さい。

〔速記中止〕

○政府委員(櫻内廣郎) 速記を始めます。有價証券の処分の調整等に関する法律の一部を改正する法律案ですが、これと直接関係ないかも知らんだけれども、この第十四條には「株主名簿に記載された株主で五千株以上の株式を有するものにつき」云々住所氏名を届け出るといふやつですが、これに関連して最近譲渡所得を捕捉する方法であらうかと思ふのでありますが、一千株以上の株式の異動について報告を集めておるという話を聞きますが、これは事実なんですか。どうなんですか。

○政府委員(伊原隆吉) 私主税局関係でないの存しておりますが、確めまして……。

○政府委員(伊原隆吉) この第十四條に記載してあるのはこれは閉鎖機關の株式なんですか。五千株以上云々というものは……。

の具体的な言明はしていないことなるのですか。大体予想されるのは、盛業別に……。

は蔵医者の処方箋じやないかと思ふのであります。アメリカは物資が非常に殖えたと言つけれども、世界中の貿易をしておりますので、案外うまくこなして行くだろうと私はこう解釈しております。この点が私と大蔵大臣の見解の相違と思ふのですが、後、半年経ちますと、アメリカ貿易業者の非常に新しい宣傳で以て物價は下らんのじやないかといふことになりはしないかと思つておりますが、この点は私もアメリカを相当研究しておりますが、この見解は私の方が勝つか、負けるかは一年か半年で分ります。非常に向うが下るといふ見通しを持たないで、健全財政でやはり池田大蔵大臣の獨特の心願で押して行つた方がよいと思ふのです。そしてこの経済立法をして行くといふことはよいと思ふますが、特に米國といふ名前のついた法案は終戦後初めて考へるものであります。この案につきましても、全面的に賛成してやるのです。腹藏のない千七百五十億円といふものの説を承りましたが、アメリカの物價の値下りといふことは余り宣傳しない方がよいと思ふのです。よろしく一つそのつもりで願えたら結構だと思ひますが……。

○九鬼政十郎 爲替レートの決定に關して御質問したいと思ひます。先日新聞を拜見しますと、大蔵大臣は爲替レートの決定した以上、資産再評價の問題も年内中に片をつけたといふことを言つていらつしやるのですが、我々としては、一日も早くこれを決定して頂きたいのですが、その時期はいつ頃になるか、その見通しがつきましたら、ちよつと御答弁願ひたいと思ひます。

○國務大臣（池田勇人君） 御承知の通り今年の一月から大蔵省に税制審議會を設けまして研究をいたしておつたのであります。案がとき／＼變つたやうでございます。私はこの問題は税といふことばかりでなしに、物價の問題とか、外資導入の問題とか、いろいろな観点から検討して行かなければならぬと思つて、以前から考へておつたのであります。民間の方々につきましてもいろいろ意見を私聽いて参りました。先般又大阪に参りましたときには、主としてそういう問題を業者から聴くために参つたのであります。今國會に税制の改正法案を出すならば、そのときにまで何んとか決めようと思つておりましたが、出さないことになりました。最近根本的な税制改正の案を練ることになつております。そのときに一緒にやりたいと思ひます。飽くまで税ばかりでなく、物價とかいろいろの観点から適當な評價の仕方を研究して行きたいと思つております。できるだけ早い機会にやるということになると思ひます。

○委員（櫻内辰雄君） 外に御質疑はございせんか。

○木内國昭君 大蔵大臣は千七百五十億円は國內的に千七百五十億円と計算してやつたので、アメリカの五億三千万ドルと関係がないという説明になつてゐるけれども、それもそれでいいと思ふのですけれども、如何ですか。今度追加予算を出される必要がある場合のことを考へられて、五億三千万ドルを三百三十万円で切つて、それで千七百五十億円とした。そして今後三百六十万といふことになれば、これが殖え

るというような説明をされる方が、今度追加予算を出されるときに、追加予算を取るときにいいのじやないですか。その点はどうですか。

○國務大臣（池田勇人君） 將來のことは何とも申し上げられませんが、千七百五十億円を追加予算の財源にするという氣持は絶対であります。補給金が殖えるからその殖えた分にこれを使うという考へ方は、超ず人があるかも知れませんが、これはこの會計を設けました趣旨から申しまして、又今度の予算編成の根本精神から申しまして、これを殖やして歳出の財源に充てるといふことは、私は毛頭ないと思ひます。

○木内國昭君 今のは普通の歳出の財源ではありませぬけれども、やはり特別會計においては一部は鐵道關係の公債の引受け、一部は通信關係の公債の引受け、その他の歳出面があるのですか、そういう意味の歳出面を殖やして何かに使われるというのではなからうか。勿論來年度になれば歳入は殖えて來れば、その結果として來年度において使える歳入があるから、それに見合つて歳出を決め得るけれども、その年度の途中において、この特別會計の予算に上げられてゐるようないわゆる歳出面を殖やすためにやられることはないかどうか、又それを場合によつたら殖やした方がよいのじやないかといふことも考へるのですが、そういう点はどうですか。

○國務大臣（池田勇人君） これはアメリカの予算で認められました時対日援助のドル資金による物資がどん／＼入つて参りました、そして貿易會計に振り込んでしまつたというふうな場合には、そういう観点から増額するといふことはあり得ると思ひます。歳出の財源或いは建設公債を非常に出さなければならぬといふふうな観点から動かすべきものではないかと考へております。

○小川友三君 本案につきましては、質疑は相當に盡されておりますので、質疑を打ち切りました。討論に入りましょう。（いや、まだ質問はあります。）「自分で勝手にやつてはいかんよ。」と呼ぶ者あり。

○波多野嘉郎君 大蔵大臣に二、三の点を質問いたします。この三百六十万レートの設定といふことは、勿論試みにやつて見る、そして日本並びに世界經濟の情勢を觀測した後で、最終的なレートを決めるといふ意味ではなく、これがまあ最終的なものだといふ意味で決定されたものだと思ひが、その点は如何ですか。

○國務大臣（池田勇人君） まあ最終的……とにかくこれでやつて行きたい、又やつて行けると、こう考へております。

○波多野嘉郎君 つまり企業の合理化とかその他輸出計画とか、すべて日本の經濟の再編成と申しますか、整理と申しますか、これはこの三百六十万レートというものを基準にしてやるのだという固い決意の下に、政府はこれを受取つてゐるとその解釈していいのですか。

○國務大臣（池田勇人君） さうでございます。

○波多野嘉郎君 そうしますと、この三百六十万レートを維持するためのいろいろな方法なりを考へられなきやならないと思ひが、ただ貿易關係を伸張するといふだけでは、日本の貿易の内容から考へて見て、なか／＼このレートを維持できないといふ見込の方が強いと私は思ふのです。その他に何かこのレートを維持するための物的な基礎と申しますか、背景と申しますか、そういうものはあるのですか。

○國務大臣（池田勇人君） 御質問の点よく分りますが、物的基礎と申すと、例えばクレジットとかそういう問題……。

○波多野嘉郎君 そうです。その問題……。

○國務大臣（池田勇人君） これは爲替相場を維持するためどうしようといふことは今はございせん。

○委員（櫻内辰雄君） 他に御質疑はございせんか。

○波多野嘉郎君 まだ少しあるのだから……。

○國務大臣（池田勇人君） このレートを、アメリカ側から指定して來て呉れたのだが、これを日本政府として受取つた場合、日本政府はどうしようか方法においてこのレートを維持する覚悟と申しますか、方策を持つてゐるかといふことを承りたいと思ひます。

○國務大臣（池田勇人君） これは輸出産業を奨励し、又不要の輸入を減らすとか、普通の爲替レートの維持の方法より他には只今のところございせん。

○波多野嘉郎君 そうしますと、この三百六十万レートを維持して余り樂観できないようなことに我々は考へざるを得ないので、すでに世間でも、外國の輿論などを見ておられます。この三百六十万といふのは、まあとにかく様子を見よう、この辺にして、先ず目標を決めて様子を見て、そして世界經濟、或いは日本經濟の動き方によつ

ましたら、ちよつと御答弁願いたいと思ひます。

五十億圓とした。そして今後三百六十億圓ということになれば、これが殖え

て参りまして、そして貿易金計に

入込み込んでしまつたというふうな場合

には、そういう観点から増額するとい

ふ方法なりを考えられなきやなら

ないと思ひが、ただ貿易関係を増強す

るというだけでは、日本の貿易の内容

様子を、この辺にして、先ず目

標を決めて様子を見て、そして世界

経済、或いは日本経済の動き方によつ

て又変えようというふうな意味のものだといふ観測もあるわけだ。

そういう観測が若しありますと、企業合理化とか輸出計画とかいつたような面におきまして、非常に障礙があると思ふので、そこで日本政府としては、つと外にこのレートを維持する確固たる方策を考えておるのだといふことをはつきりさせられないと、企業合理化といつたようなことも恐らく進まないのじやないか、まあどうせ又これを變えるかも知れないというふうな見込みで、合理化などの問題でも手懸えて置く待とうというふうなお氣持ちはもうすでに起きていると思ふのですが、その点に對して政府はどうお考えになつておるのですか。

○渡邊野郎君（海田島人） 爲替相場を決定いたしますときに、相當いらくなデマ相測が行われることは、これは昔からの通例といふか、よくあることであります。政府は只今申上げましたように三百六十圓を堅持する覚悟でございます。又堅持できると思つております。

○渡邊野郎君（海田島人） 爲替相場を決定いたしましたときに、相當いらくなデマ相測が行われることは、これは昔からの通例といふか、よくあることであります。政府は只今申上げましたように三百六十圓を堅持する覚悟でございます。又堅持できると思つております。

○渡邊野郎君（海田島人） 爲替相場を決定いたしましたときに、相當いらくなデマ相測が行われることは、これは昔からの通例といふか、よくあることであります。政府は只今申上げましたように三百六十圓を堅持する覚悟でございます。又堅持できると思つております。

○渡邊野郎君（海田島人） 爲替相場を決定いたしましたときに、相當いらくなデマ相測が行われることは、これは昔からの通例といふか、よくあることであります。政府は只今申上げましたように三百六十圓を堅持する覚悟でございます。又堅持できると思つております。

○渡邊野郎君（海田島人） 爲替相場を決定いたしましたときに、相當いらくなデマ相測が行われることは、これは昔からの通例といふか、よくあることであります。政府は只今申上げましたように三百六十圓を堅持する覚悟でございます。又堅持できると思つております。

○渡邊野郎君（海田島人） 爲替相場を決定いたしましたときに、相當いらくなデマ相測が行われることは、これは昔からの通例といふか、よくあることであります。政府は只今申上げましたように三百六十圓を堅持する覚悟でございます。又堅持できると思つております。

○渡邊野郎君（海田島人） 爲替相場を決定いたしましたときに、相當いらくなデマ相測が行われることは、これは昔からの通例といふか、よくあることであります。政府は只今申上げましたように三百六十圓を堅持する覚悟でございます。又堅持できると思つております。

○渡邊野郎君（海田島人） 爲替相場を決定いたしましたときに、相當いらくなデマ相測が行われることは、これは昔からの通例といふか、よくあることであります。政府は只今申上げましたように三百六十圓を堅持する覚悟でございます。又堅持できると思つております。

○渡邊野郎君（海田島人） 爲替相場を決定いたしましたときに、相當いらくなデマ相測が行われることは、これは昔からの通例といふか、よくあることであります。政府は只今申上げましたように三百六十圓を堅持する覚悟でございます。又堅持できると思つております。

○渡邊野郎君（海田島人） 爲替相場を決定いたしましたときに、相當いらくなデマ相測が行われることは、これは昔からの通例といふか、よくあることであります。政府は只今申上げましたように三百六十圓を堅持する覚悟でございます。又堅持できると思つております。

○渡邊野郎君（海田島人） 爲替相場を決定いたしましたときに、相當いらくなデマ相測が行われることは、これは昔からの通例といふか、よくあることであります。政府は只今申上げましたように三百六十圓を堅持する覚悟でございます。又堅持できると思つております。

○渡邊野郎君（海田島人） 爲替相場を決定いたしましたときに、相當いらくなデマ相測が行われることは、これは昔からの通例といふか、よくあることであります。政府は只今申上げましたように三百六十圓を堅持する覚悟でございます。又堅持できると思つております。

○渡邊野郎君（海田島人） 爲替相場を決定いたしましたときに、相當いらくなデマ相測が行われることは、これは昔からの通例といふか、よくあることであります。政府は只今申上げましたように三百六十圓を堅持する覚悟でございます。又堅持できると思つております。

○渡邊野郎君（海田島人） 爲替相場を決定いたしましたときに、相當いらくなデマ相測が行われることは、これは昔からの通例といふか、よくあることであります。政府は只今申上げましたように三百六十圓を堅持する覚悟でございます。又堅持できると思つております。

○渡邊野郎君（海田島人） 爲替相場を決定いたしましたときに、相當いらくなデマ相測が行われることは、これは昔からの通例といふか、よくあることであります。政府は只今申上げましたように三百六十圓を堅持する覚悟でございます。又堅持できると思つております。

○渡邊野郎君（海田島人） 爲替相場を決定いたしましたときに、相當いらくなデマ相測が行われることは、これは昔からの通例といふか、よくあることであります。政府は只今申上げましたように三百六十圓を堅持する覚悟でございます。又堅持できると思つております。

○金銀の相場 金銀の相場を見ると、買われるが、買上価格が為替相場から換算して低い所に置いたのでは金銀業といふものは発展しない。どうしてもここまでは直ぐオートマチックに引上げるべきである。自動的に引上げていふものだとおもうのです。至急に一つ政府の方策を立てて発表して頂きたいと思ひます。私の質問を終ります。

○中野功 前の大蔵大臣に私は質問いたしましたときに、大蔵大臣は、即ち三百六十円のレートが決定されたとして、今まで千七百五十億は三百三十円で計算しておられるので、それは当然値えます。こういうふうな答弁があつたと思ひます。その答弁と今ここでなされた答弁とは大分違つておるわけでありませう。勿論この違つておるのは、大蔵大臣が、何と云うか、勝手な考へ方ということじやなくて、或いは間違ひということじやなくて、現実がどうなつておられるのだからと思ひますが、少くとも前の答弁におきまして、大蔵大臣は千七百五十億といふのは、三百三十円レートといふもの、或いは又予想されるイロア或いはガリオアアソンドの量といふものを前提として考へられておられたから、あゝいふ答弁が出たと思ひますが、それが一括して千七百五十億といふものが内示されておつたのだといふ点が、今度の三百六十円ベースが決定されたことによつて非常に明瞭になつたと思ひます。

○中野功 今度の答弁が眞実であるといふように受取つていいわけですが、

○大蔵大臣(池田勇人) その通りでございます。

○中野功 今度の答弁が眞実であるといふように受取つていいわけですが、

○大蔵大臣(池田勇人) その通りでございます。

○中野功 今度の答弁が眞実であるといふように受取つていいわけですが、

○大蔵大臣(池田勇人) その通りでございます。

○中野功 今度の答弁が眞実であるといふように受取つていいわけですが、

○大蔵大臣(池田勇人) その通りでございます。

六十円になるから、これが今度の場合においても千七百五十億は値えます。又値えたように実際の面では値えざるということに大体なつて行くわけでありませうけれども、今日説明になつたように、これはあくまでも千七百五十億と云ふものがあるから、これを自分たちは説明の便宜から三百三十円と、五億三千万米ドルといふものを計算しておつたわけであるといふようなことになるので、すなわちその点で言へば、現実の問題としてこの二項のこの規定に拘わらず、一應日本政府としては千七百五十億といふものを一括して一億五千万と云ふ説明の場合には、計算をして適宜な要素に分けて説明するといふようなことにならざるを得なくなつておる事は事実だと思ひます。だからこの二項と、その二項を現行との間に、はやはりギャップがあるのです。あるといふことは大蔵大臣の答弁自身が二項になされたことによつても明らかになつておるのです。だから私としてはその点の方が現実なんだから、今の場合は必ずしも第三條第二項がそのまま現実適用されていらない事情になつておる。そういうふうな理解をしてよいじやないか。こういうわけなんです。

○中野功 大蔵大臣(池田勇人) そんなに間違つて理解されては困るのでございませう。予算委員会でも中西君もお聞きになりましたように、五億三千万ドルといふのが四九年から五〇年の分、想定されてもこれがそつくり入るというのじやございませう。これは前年度の分が来まして、そしてその分は翌年度へ行くのでございませうから、私はもうその点は予算委員会ではつきり

言つております。これは中西君もお聞きのとおりであります。又実際から申しまして、アメリカの会計年度と比べて二つは四月から来年度の三月までです。それから、これがそつくり来るというのと、これは当然考えられないことなんです。今のずれ問題のときなんかでも、予算委員会ではつきり前年度の分がこつちへ入つて来る、そして向うの五〇年度で決められるのが入つて来る、こつちで決めるのであります。

「同感」と呼ぶ者あり

○中野功 これは私の言つておるの、予算委員会の話でない。見返會計について、この二、三日前に爲替レートの発表された日に、大蔵大臣にやつた私の質問に対する大蔵大臣の答弁が、速記録を見て買へばつきり分ります。三百三十円で、今まで計算しておる。三百六十円に決まれば値えませう。さう大蔵大臣はつきり答えておる。ですから問題は、大蔵大臣のその当時の答弁と今の答弁とはつきり違つておる。違つておるとすれば私はこれを好意的に二つとも事実に近い、さうしてその間を適當にこの二項と関連させて考へていけるわけなんです。ですから実際に貿易は年度に亘りますから、事実において、さういふことが出ます。出るのはそれは当然のことなんです。だけれどもそれを算定するとき、忠実にこの第三條第二項に従つて計算して我々にそれを示すか、それともさういふことはつきり分らないこととして一括、大体これくらいのものであるといふふうな説明するかといふことによつて、これは全く違ふと思ひます。だからその点が少くとも二三日間の大蔵大臣の答弁では一億五億三

千万米ドル、三百三十円といふものを想定した返答だつたのです。それは五億三千万米ドルが何れアメリカ議會で今議會に決定されるものであるといふふうに考へなくても、それは二十三年度分、或いは二十四年度分に亘るこちらの會計年度のアメリカからの物資と想定してもいいわけなんです。が併しともかくもそれはどちらにしようとも、さういふふうな二つの要素をこつちにはつきり書いてある。その要素の上に額が決定されて行くならば、これはこの二項の通りでなければ、今までの最近になつて説明されているように、一括して千七百五十億といふものが内示されたので、自分達としては、一億三百三十円レートを想定されておつたから五億三千万米ドルといふものを逆算して説明したといふならば、これは非常に違ふのです。明かに違ふ。その相違を私は一体どちらかと言つておる。若し後者ならばその通り、むしろそれに即したようにこの二項を算定した方が事実に近い、併しまあ特殊な事情でそれができなければできないで、それでいい、さういふことを言つておるのです。

○大蔵大臣(池田勇人) 三百三十円が三百六十円になりまして、援助資金は長い眼で見れば値えることは事実でございます。而してこの三條の規定は、向うから入つて来たものを三百六十円で計算する。さういふ規定でございまして、千七百五十億と関係はないと考へております。

○中野功 今までの、この第三條第二

○大蔵大臣(池田勇人) 三

○中野功 今までの、この第三條第二

○大蔵大臣(池田勇人) 三

○中野功 今までの、この第三條第二

○大蔵大臣(池田勇人) 三

○中野功 今までの、この第三條第二

○大蔵大臣(池田勇人) 三

○中野功 今までの、この第三條第二

○大蔵大臣(池田勇人) 三

○中野功 今までの、この第三條第二

○大蔵大臣(池田勇人) 三

○大蔵大臣(池田勇人) その通りでございませう。 三十四年を想定しおつたが、今度は三十三年度へも行くのでございませうから、私

て、それを一應見通しをつけて、それに替換算率を乗じた金額を予算の上に組みこむことになつてゐる。大體五億三千万ドル見当のものが、いろいろ手配はあつたけれども、我が國の會計年度に入つて来るだろう。それを三百三十万のレートで換算すれば千七百五十億円になるというふうな規定は定めてゐる。ところが三百六十円になつたのだから千九百幾らというふうにならなければならぬやないか。若しそうしない、飽くまでも千七百五十億円という日本金額だけを中心に考へるならば、この三條二項の規定は不用じやないかというふうな考へるのです。この点ははつきりして置いた方がいい。

○大蔵大臣(池田勇人) これは換算の仕方を書いてゐるのであります。この會計の總額をこれによつて計算する規定ではないと思つてゐます。これはもう長い目で見ますと、対日援助資金の運用によります収益なんかも繰入れるようになります。

○波多野重吉 その換算の仕方それ自身が問題なんです。換算の仕方それ自身を大蔵大臣が言われるようにここに書いてある。そうしますと、換算の基礎となるアメリカの対日援助物資、或いはその金額というものが先決問題なんです。それが先決されて、然る上に換算率を掛けて換算して行くという手續がここに規定してあるのであります。その手續によらないで、一千七百五十億円というものを頭からずぼんと出して来るから、こんな換算の方法は要らんじやないかということなんです。換算の方法を規定することは無用じやないかというのです。

○政府委員(伊藤隆吉) ちよつとその細かい技術的なことにつきまして、私から御説明申し上げます。この米國對日援助見込資金特別會計法の第三條附の日本政府宛の覚書によりまして、覚書の第二項の「連合國總司令部は隨時米國援助ドル價格を日本政府に通報し、又日本政府はこれに基いて總司令部より日本政府に指示された交換率によつて計算された等額の円を資金に預け入れるものとする」というふうな指示に基きまして、條文を書き直したわけでございます。今回舊レートを決定しまして、覚書によりまして、大蔵省令で定める換算率と申しますのは、即ち三百六十円ということに相成つた次第でございます。この法案提出の當時はその率を示されておられなかつたわけでありまして、ただ御説明の便宜上、御存じのよう、予算上では輸入物資の換算率は、三百三十円といたうことに當時相成つておりましたので、便宜上政府委員等からも三百三十円という数字を使つて御説明申し上げましたが、政府への指令から申上げますと、只今申上げましたよう、今回初めてこの換算率は三百六十円と示されたわけでございます。その覚書に従つてこの條文が書いてあるものであります。向米國援助物資のアメリカ合衆國通貨によるドル額といたうことも、この指令によりまして、時々日本政府に通報を受けることに相成つております。

○波多野重吉 今の政府委員の御説明では、分つたようにならぬやうなものだが、これは先程から、司令部から指令があつて、そうしてドル額を通報するといふあれがあつたので、そのとき

の事情に應じてこれを書いた。ところがその後ドル額の通報は受けておらんといふことを言つておられますが、

○委員(長瀬) 理事伊藤保平君委員(長瀬) 著く、

○政府委員(伊藤隆吉) 技術的なことを申し上げますが、先程申し上げたように、連合國總司令部から日本政府宛にドル額が通報され、そのドル額の換算率も指示するといふふうなございませう。ドル額の通報の方は、只今中西委員にお客へ申し上げましたように、まだはつきり分りませんが、今までは毎月分を翌月の初め頃に知らして貰へるのじやないかと思つております。そうなりますと、全く仮定の例でございませうが、一億ドルといふものが通報されまして、三百六十円に換算したといたうと、三百六十億円といふものをその示されたときに受取る。又その翌月は五千万ドルといふ通報が来るかも知れませう。そうすると、又三百六十円を換算して、百八十億円といふものが援助資金に入るといふ仕組みになると思ひます。只今はまだ年度の初めでございます。只今はこの規定によるドル額即ち總司令部の覚書によるドル額の通報は受けておりません。

○本内閣府 ちよつと速記を止めて下さい。

○波多野重吉 速記を止めて。

○委員(長瀬) (速記中止) それでは速記を始め……進行願います。

○中西功 今までの、この第三條第二項が問題になつて来るにつれて、これはこの法文自体よりも、これと関連しての今後の予算の立て方、或いは全體としての日本經濟の非常に重大な問題と関連があると思つてゐます。で我々が今度の予算を立てるとき一應貿易計画といふもの、或いは生畜計画といふもの、或いは國民所得も入りましようけれども、そういうものを或る程度想定して立てて来ておるのです。若しそれが非常に間違つておるということになれば、これは又非常に問題が違つて来ることになるのであります。従つて、又一千七百五十億といふもの、その一環として我々の背後にあるところの貿易計画、或いは生畜計画と関連して考へて行く。そのときに明らかに爲替相場が三百三十円といふことはこれは想定しておつたわけなんです。それが一應このたび變つたとすれば、それに相應した變化があると思へるの、これは當り前のことです。でこの二項の條文がどうか、どうかといふことよりも、全體としてのそういう大きな日本經濟を想定して出しておる問題だけに、爲替相場が變るといふことがそういう變化を與へるのは當然で、これは當り前のことです。大蔵大臣のこれに対する答弁は一應運轉してゐる。千七百五十億円を決めておつたのだといふふうにして、そしてこれは種々の事情でまあ當分のままで便宜に行くだといふふうな意味ならぬのであります。が、恰も今まで一應予算審議のときに想定しておつた一定のものが、そんなことは意味がなかつたのだ、又そういうふうなことは問題にならないのだといふふうなことを言われるために、

我々は非常に疑問を持つ、又或いは疑念を持つことになるのであります。ですから一應今のところでは三百六十円になればそれは三百三十円と違ふのだから増えることは確る管になるのだ、今のような諸情勢の下で結局千七百五十億円と一應今決めて置いても、別に決定的な変化もないと思うから、一應これで当分やつて置く、こういう意味なら私は分ると思うのですが、それが恰も今まで我々が了解しておつたことは間違ひであつて、そんなことは大蔵大臣は言わなかつたというやうな態度で答弁がなされておるとすれば、これは非常に不可解なのです。その点を今ここでばつきりして貰いたいのです。

○國務大臣(池田勇人) 先程来申上げておられますように、予算全体といひましては相当影響がござります。併しこの資金の問題につきましては、性質上これは先般のことでありまして、ほとんど援助物資が入つて来、そうしてこれに繰入額を年度内に増やした方がよいといふことになりまして、これは補正予算でされるのであります。が、これは只今のところは中西君も分りの通り、これでやつて行きたい、これをやつて行つて支障がないといふ考えであります。

○中西功 最後にもう一つ、別のことですが、第四條の六項七項を前られたといふことに關通しておる。勿論關通とは結構なんです、この前條の質問に対して大蔵大臣は先方と緊密な關係でやつて行きたいといふやうなことを答弁された。その緊密なといふ意味は、それは衆議院が附けたやうな附帶決議みたいな恰好で、衆議院は附

帶決議でいろいろ附けておられますけれども、緊密な連絡によつてやつて行くといふ趣旨は、これは從來日本政府が持つておられますところの國內政治、経済に關する権限、或いは又責任をいふものと何ら抵触するものでもないといふことが一つ、それから又この法案は、見返資金特別会計法案は普通一般の他の経済法案と何ら異なる同じ性質を持つものであること、これが二番目。更に又援助物資の円、これを賣つた円資金だから、それは外の日本の資金とは違つて、先方の方に特殊な發言権があるのだといふふうに考えられておる向きが非常に多いのですが、私は少くともドル会計、或いはそのもの、日本政府に渡されるまでのそのものについては、そういうことはあり得るとしても、これを賣つた円については何れ他の日本の円とこの円が特別なものではない、又そう考へるべきだと思ふのです。従つてそういう面から見て、この法案は外の法案と、國內の経済法案と特別なものではない、というふうな考へていかどうか、そうして緊密に先方と連絡してやつて行くといふ意味は、これは一般的に從來の日本の政府が管理下において關係方面と緊密な連絡を取つてやつて来た、そういう以上のものを何ら出るものではない、そういうふうに私達は考へていかどうか、その四点を伺つて置きたいと思ひます。

○國務大臣(池田勇人) 御質問の四点はこれで盡きると思ひます。今年の四月一日から、向うから日本政府宛の指令は「日本政府は總司令部によつて承認された額並に目的においてのみ資金から引出しをなすことができる」といふ覺書が来ておりますので、司令部の承認を得る必要があると思ふのであります。

○中西功 司令官の承認を得て資金を引出すといふこと、それはいいとしたしましても、この資金を日本経済の全般の關係から見て、どういふ方向に使う、或いは運用するといふ点については、それは日本政府の責任が、そこで十分貫徹せられるといふふうに理解してよろしいのですか。

○國務大臣(池田勇人) その通りでございます。

○小川友三 本案につきましては、大體質疑が終つたと思ひますが、討論に入ることをお願いいたします。

○委員(櫻内廣郎) 小川君の御発言に御異議ありませんか。

○委員(櫻内廣郎) 「異議なし」と呼ぶ者あり。

○委員(櫻内廣郎) 御異議ないと認めます。御発言の方を答を附から入ります。御発言の方は答を附から入ります。御発言の方は答を附から入ります。

○小川友三 本案は米國の援助による非常に多い資金でありまして、又誠に感謝に堪えない資金であります。本案の要点につきましては、飼くまでも政府の行政に信頼をいたしまして、日本経済の復興の爲めに救済のために使つて頂きたいのであります。思ひ出せば終戦直後から日本の困窮は人心の動搖と共に非常に甚だしいものがあつたのであります。連合軍最高司令官の博愛のある、厚意によりまして、日本の現在は治安も相當確立し、経済も復興へ再興へと向いつつあるものであります。この機会に全米國民に感謝をいたしたいのであります。又一方政府は本案を作るために、又この資金のた

めに努力せられた、特に大蔵大臣が努力せられたことにつきましては、感謝をし原案全部に賛成いたします。

○委員(櫻内廣郎) 外に御発言はございませんか。

○九鬼武十郎 本案につきましては賛成であります。この資金につきましては、アメリカの非常な厚意によるこの資金であります。がために、日本産業の再建のために最も重要な方面に百分の需要価値のある方法を以て慎重に使用せられたいと考へます。それにつきましては、恐らく甚だ産業といつたやうなものが非常に重要視されて、第一義的になると考へるのであります。が、向その外に、これに關連するところのいろいろ中小産業の援助の方面にも、是非この資金を使用せられるように、政府で考慮せられることを特に切望いたします。本案に賛成する次第であります。

○委員(櫻内廣郎) 他に御発言ございませんか。

○中西功 私は日本共産黨を代表いたしまして、この法案に反対いたします。反対の理由については、ここで詳しく述べませんが、この法案が出されるというののいきさつ、更に第四條六項七項が一應に關して關するといふことになりまして、これでも、衆議院が附帶決議として出されておるものは、全くこれを削つた意味を喪失しておると思ふのであります。実際に貿易資金特別会計が存在しておつた時代に、私達は実はこの援助物資を特別な会計において會計すべきであるといふことを申し上げておりました。併しそれは決してこのやうな形において、それを會計すべきではなくして、飼くまでも日本政府

が、このアメリカから持つて来るところの物を正確に記録し、而もその資金については、日本政府の責任において正しいところに使うべきである、單に貿易會計の中だけぐるぐる廻りをしておるやうなことを、又そのことによつて莫大な輸出補助金を與えておるやうなやり方はよろしくないといふ意味で、特別會計の設置を要求しておつたわけでありまして、併し今日出て来たものは全くそれと内容が違つておると思ふのであります。こういうやうに行くなれば、これは極めて日本経済におきまして、大きな悪い影響を及ぼすと思ひます。その点については、今後の運用が大いに問題になるわけでありまして、ただ會計の面一つだけ見ても、貿易會計との關係で見れば千七百五十億といふものは、これは想定されたものであります。少くとも向うから持つて来るイロア及びガリオア物資を、そのまま日本の爲替レートで換算した額、その額を全部無條件に貿易會計から、この會計に繰入れるといふことには、非常に無理があるものであります。我々はその額を一應この會計の上で示して置くといふことについては、會計技術上から見れば別に異議はないのであります。併し貿易會計の真相を何ら考慮せずに、そのまま無條件に一定の額だけ、見返會計に繰入れる、資金的に繰入れるといふやり方は、これは貿易會計を非常に犠牲にいたします。その結果一般會計から貿易會計に莫大な國民の血税を入れたければならなくなる。このことに關しては私達の勝手な見解でなく、この委員會の席上で政府委員もばつきりといふやうに言へばそういうことになり

ては私達の勝手な見解でなく、この委員会の席上で政府委員もはつきりそういふふうに言へばそういうことになり

し、翌日下りた

審判官 委員に於いて本議案の内容、委員会における質疑應答の要旨、討論の要旨及び表決の結果を報告する

に於いて、どういふ場合に特別措置をこの法律を作つたかや否やのかということ、今までどういふ配給状況である

で手当のできております飼料では十分でないという事情は分つております。濃厚飼料が不十分であります。

も明確に送文化してあつたのもあつたのですが、これだけ特をやつたことは何か理由があるのですか。

ありませんか。
「異議なし」と呼ぶ者あり
○委員長(櫻内辰郎君) 御異議ないと

認めます。それから委員長が議院に提出する報告書に多数意見者の御署名を願います。

多数意見者署名

- 波多野 鼎 伊藤 保平
- 小川 友三 米倉 龍也
- 黒田 英雄 玉屋 喜章
- 木内 四郎 西川甚五郎
- 高橋龍太郎 川上 嘉

○委員長(櫻内辰郎君) 御署名漏れはございませんか、なしと認めます。それから明日は本会議散会後に開会することにして、これにて散会いたします。

午後二時三十五分散会

出席者は左の通り。

- 委員長 櫻内 辰郎君
- 理事 波多野 鼎君
- 黒田 英雄君
- 伊藤 保平君
- 九鬼紋十郎君

委員

- 森下 政一君
- 玉屋 喜章君
- 西川甚五郎君
- 木内 四郎君
- 小宮山常吉君
- 高橋龍太郎君
- 中西 功君
- 川上 嘉君
- 米倉 龍也君
- 小川 友三君

國務大臣

- 大蔵大臣 池田 勇人君

政府委員

- 大蔵事務官(主計局法規課長) 佐藤 一郎君
- 大蔵事務官(理財局長) 伊原 隆君

説明員

- 大蔵事務官(証券取引委員会事務局長) 阪田 純雄君
- 農林事務官(畜産局監理課長) 正井 保之君

昭和二十四年五月二十六日印刷

昭和二十四年五月二十七日発行

参議院事務局

印刷局 印刷局